

函館市監査公表第8号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 金 澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 病
令和4年8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	令和3年10月28日～令和4年4月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	ア 予算の執行		
勧告事項，指摘事項，意見			
(1) 意見			
ア 予算の執行			
市立函館恵山病院検体検査業務および市立函館南茅部病院検体検査業務については，それぞれ189項目，214項目の単価を設定する複数単価契約であるが，各単価を予定価格として設定すべきところ，各単価に予定数量を乗じた額の総額を予定価格として設定していたほか，その積算に当たっては，全ての項目ではなく，予定数量の多い100項目を抽出して算出していたことから，最も有利な条件の契約の相手方を選定したとは言えない契約手法となっていた。			
契約の締結に当たっては，経済性或公正性を確保し行うべきであることから，今後においては，適切な契約事務の執行に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
市立函館恵山病院検体検査業務および市立函館南茅部病院検体検査業務については，次回，契約事務を執行する令和6年度から，必要な全ての検査項目の各単価を予定価格として設定することとします。			